

第7回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会

ワーキング部会資料1



●(仮称)対馬市市民基本条例（たたき台）

●第8回対馬市市民基本条例検討委員会意見要旨

平成23年6月17日(金)

赤字は、第7回修正分

青字は、第8回修正分

緑字は、委員長・事務局において修正。(地域住民との意見交換後、再度検討)

(仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台)

目次

前文

第1章 総 則 (第1条－第3条)

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則 (第4条－第5条)

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割 (第6条－第12条)

第4章 市政運営 (第13条－第20条)

第5章 情報共有、参画及び協働 (第21条－第28条)

第6章 住民投票 (第29条)

第7章 対馬らしさの追求 (第30条)

第8章 条例の検証及び見直し (第31条－第32条)

附則

前 文

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値のある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

そして、島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。中でも雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵、賀島兵介の偉業などは、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。

私たちは、このような風土から育まれた「対馬らしさ」を大切にしつつ、また、自然への畏敬の念やもてなしの心、思いやりの気持ち、地域の絆や人とのつながりを忘れることなく、すべての人に居場所と出番が保障され、あらゆる分野において生きる喜びを実感できる島となるように、将来に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、同じ島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、市民がこれからの時代を生きる当事者として、これまで以上に市政に関わる新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割と責務並びに情報共有と市民参画と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法

人その他の団体をいう。

- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。
- (5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。
- (6) 協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。
- (7) 行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図ることをいう。
- (8) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。
- (9) パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、意見、情報、改善案などを求める手続きをいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。

- 2 行政及び議会は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。
- 3 市民、議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報をお互いに共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民参画の機会を保障し、市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 協働によりまちづくりの課題の解決に当たること。

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- 4 20歳未満の市民（以下「子ども」という。）は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(市民の責務と役割)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取り組まなければならない。

3 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。

(子どもの育成)

第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに取り組まなければならない。

(地域コミュニティの育成)

第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じなければならない。

(議会の責務と役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意思決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市

政への提言を行うものとする。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

（市長の責務と役割）

- 第11条 市長は、市民の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

（市職員の責務と役割）

- 第12条 市職員は、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、地域の課題に的確に対応しなければならない。

第4章 市政運営

（効率的な市政運営）

- 第13条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。

（組織体制）

- 第14条 行政は、適正かつ能率的で、効果的な市政運営に対応するよう、柔軟で機動性のある組織体制を整備しなければならない。

(総合計画)

第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。

2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保し、広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第16条 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。

2 予算及び決算その他市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、対馬市事務事業評価委員会設置要綱の定めるところにより行政評価を実施しなければならない。

2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 議会及び行政は、個人の権利と利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、対馬市個人情報保護条例の定めるところにより本市が保

有する個人情報 を適正に管理しなければならない。

(行政手続)

第19条 行政は、市民の権利と利益の保護に資するため、対馬市行政手続条例の定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(危機管理)

第20条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

第5章 情報共有、参画及び協働

(情報の共有)

第21条 行政は、市政に関する情報を積極的に分かりやすく、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 行政は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

(情報公開)

第22条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、対馬市情報公開条例の定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。

(説明責任等)

第23条 行政は、政策等の実施にあたり市民に分かりやすく説明しなければならない。

- 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

(パブリックコメント)

第24条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して**意思**決定を行わなければならない。

- 2 前項の手続を行った場合は、速やかにその結果を市民に公表するものとする。

(審議会等の参加)

第25条 行政は、法令に基づき設置する附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。

(市民参画)

第26条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識のもと、互いに助け合い、**積極的**に地域のまちづくりに取り組むものとする。

- 2 議会及び行政は、市民が市政及びまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならない。

(協働)

第27条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組まなければならない。

- 2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。

(男女共同参画)

第28条 市民、議会及び行政は、男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、共にまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

第6章 住民投票

(住民投票)

第29条 市民、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を請求又は発議することができる。

- 2 市長は、前項の住民投票の請求又は発議があったときは、投票の目的、投票者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じて別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。

- 3 市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 対馬らしさの追求

(対馬らしさの追求)

第30条 市民、議会及び行政は、対馬の地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりを推進していくことに努めるものとする。

第8章 条例の検証及び見直し

(条例の検証)

第31条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、

別に定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。

(条例の見直し)

第 3 2 条 市長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

第8回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会
意見要旨

日 時：平成23年6月1日（水） 13：30～17：10
場 所：豊玉町保健センター

<出席者> 委員：11名 事務局：3名

<内容>

○ 条例（たたき台）の検討について

- ・ 事務局より前回までの検討経過及び今回の検討委員会の進め方を説明。
⇒ 前回までの検討状況及び決定事項を第1条から説明の上、積み残していた課題を整理しながら、各条文を決定しながら進めていく。ただし、前文については各章の検討を終えたうえで議論し、また、第2条“定義”については追加した方がよい項目があれば最後の段階で再検討を行う。

《第1条～第7条までを事務局より説明》

- ・ 第3条の文章のつながりがおかしいと思う。“基本的事項に定めるものであり”の部分を“基本的事項を定めるものであり”に修正してはどうか。
⇒ 修正することで決定。
- ・ 第7条（市民の責務と役割）の検討事項であった「行政サービスに伴う応分の負担」の条文を第7条第3項として次のとおり追加することとした。
3 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。

《第8条から第15条までを事務局より説明》

- ・ 読点を入れたほうが読みやすいところがある。（委員意見）
⇒ 条例の担当と相談しつつ、適宜修正したいので、了解いただきたい。（委員了承）
- ・ 第8条（総合計画）に「総合計画の適切な進行管理と定期的な進捗状況の公表」の内容の条文を入れるべきとの検討事項が残っていたが、5年ごとの見直し時にそれぞれの項目を公表していること、中長期的な計画のため、年次的な公表が困難なことにより、追加しないことで決定した。

《第16条から第18条までを事務局より説明》

- ・ 第18条中の“条例で定めるところにより”の部分は、後程作成する解説版でカバーするため、現行のとおりとしたいことを事務局より説明。
- ・ “条例で定めるところにより”というのは表現としては一般的だが、わからない人間にとっては不親切な表現だと思う。（委員意見）

- ・ この表現の部分に、条例（この部分に条例名）という表現にしてもらえれば分かりやすい。（委員意見）
- ・ 条例の中ではほとんどがこの表現を用いているが、条例名が変わることはほとんどない。ただ、主な表現の問題だと思うので、個別の条例名を入れても問題はないと思われる。（委員意見）
 - ⇒ よって協議の結果、第17条、第18条、第19条、第22条中の「条例で定めるところにより」に条例名を入れることで決定。

《第19条・第20条を事務局より説明》

- ・ 第19条の次に「危機管理」項目を挿入することとしており、条文案を事務局より説明。一部修正し、次の条文で決定。

（危機管理）

第20条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

《第21条から第23条までを事務局より説明》

- ・ 第21条中の“適時”とは適当な時期にという意味か。適宜ではないのか。
 - ⇒ 適時とは“ちょうどよいとき”という意味であり、“適時”のままとする。
- ・ 第22条の次に「説明責任等」項目を挿入することとしており、条文を事務局より説明し、案どおり次の条文で決定。

（説明責任等）

第23条 行政は、政策等の実施にあたり市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

《第24条を事務局より説明》

- ・ 第24条の「パブリックコメントを受け、意思決定したものを公表する旨を条文化できないか。」との前回の検討委員会の意見を受け、事務局より追加条文案を説明、一部追加し、次の条文で決定
 - 2 前項の手続を行った場合は、速やかにその結果を市民に公表するものとする。

《第25条から第28条までを事務局より説明》

- ・ 第28条（男女共同参画）の条文を再検討することとしていたため、事務局より案を提示。
- ・ 第28条中の“協働”と男女共同参画の“共同”で、若干、戸惑いがあるがどちらかに統一した方がよい。条例（案）の趣旨を考えると“協働”がよいと思い、こちらを用いた。（事務局提起）
- ・ “共同”だと“共に”という意味だが、“協働”になると広範囲すぎて意味がぼや

ける気がする。(委員意見)

- ・ “協働で”を抜いてはどうか。(委員意見)
- ・ “男女が社会の平等な構成員”という言葉とのつながりを考えると、“共同”がよい。(委員意見)
- ・ “共に”という表現で残すのもよい。(委員長意見)
⇒ “協働で”を“共に”に修正する。

(男女共同参画)

第28条 市民、議会及び行政は、男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、共にまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

《第29条を事務局より説明》

(事務局) 事務局(案)を修正したことについて説明し、今回の検討委員会の中で、「住民投票」の項目を入れるか、また、入れるとすればどの項目まで入れるかを議論いただきたい旨の提起を行った。

- ・ 今の事務局の提案は、条例(案)内に住民投票について入れる方向性である。
- ・ 一般の人は地方自治法での規定は分からない。それを考えれば、要件等まで条例(案)に盛り込んでほしい。今の(案)は、市民・議会・市長の三者について書いてあるのでよいと思う。その都度議会に住民投票について諮らないといけないことを考えると、個人としては常設型がよいと思う。(委員意見)
- ・ 常設型にすると、議会を通さずに住民投票できるという利点と、住民投票が乱発しやすいのではないかという欠点がある。どちらにも長所・短所があるが、非常設型にしたほうがよいと思う。(委員意見)
- ・ 安易に乱発されることは避けなければならない。議員は市民の信託により選ばれているので、非常設型にしてその都度議会にかけても大丈夫なのではないか。(委員意見)
- ・ 逆に、その都度、議会に諮らなくてよいことを考えれば、常設型の場合は議員を信用していないと思わせる部分もある。(委員意見)
- ・ 盛り込んだ方が、具体的に自分たち市民が参加するんだという意味がはっきりするし、条例の趣旨に一致すると思う。(委員意見)
- ・ 逆に常設型にしたほうが、要件等を引き上げれば住民投票の乱発は防げるし、市長や議員への緊張感を与えられるのではないか。また、市民の政治的関心も高まるのではないか。(委員意見)
- ・ “重要事項”とはどんなことか。
⇒ いろんなケースが出てくると想定される。明確な項目は入れていない。
- ・ 希望としては“常設型”だが、この条例自体が議会で否決されると困る。(委員意見)
- ・ 三者ともに発案権がある形にしたい。年齢要件等の条件まで今回盛り込むのは不可能だと思う。今は、三者が提案できる旨を担保としてはどうか。常設、非常設が決まらなければ、それを盛り込まない書き方の条例(案)にしてはどうか。
⇒ 条例(案)として、そのような表現はできない。(事務局)

- ・ 住民投票の要件は毎回異なってくると思われるため、その都度定めた方がよいと思う。そちらのほうが柔軟に対応できる。(委員意見)
- ・ 住民投票をする際の請求要件が書いてないので、分かりづらい。誰がどんな要件で請求すれば住民投票できるのかが不透明である。(委員意見)

【協議結果】

協議により、「住民投票」の項目を盛り込むこと、「市民、議員、市長」の三者が常民投票の請求又は発議等を実施できるようにすること、住民投票の実施の方法は非常設型とする方向で進めることとした。

よって、上記事項を事務局で再度検討し、各委員に後日配布することで決定。パブリックコメント、地域との意見交換会等については、事務局（案）により行うものとし、地域との意見交換会等による意見を踏まえ、次回の検討委員会で、再度、協議を行うこととした。

《第30条・第31条を事務局より説明》

- 対馬らしさを明記するため、第28条、第29条を設けているが、総合計画などをみるとこればかりではなく、あえてこの2つの条文が必要かを再議論した。

(委員意見等)

- ・ “対馬らしさ”を感じる条文だが、この2つの条文は必要か。
- ・ 自治体独自の条文を入れている自治体もある。
- ・ まちづくりの方針の柱になるのなら、入れたほうがよいと思う。
- ・ 逆に、まちづくりの基本施策に入れるのはどうかという気もする。入れるなら2つともを入れる、入れないなら2つともを外す、のどちらかがいいと思う。
- ・ 今の対馬にはぴったりの内容だと思う。対馬らしさ・独特のものを入れるとすれば、国際交流と農林業、自然環境、できれば文化遺産を入れてほしい。
- ・ “(対馬らしさの追求) 市民、議会及び行政は、対馬の地理的・歴史的な特色を活かした共生のまちづくりを推進していくことに努めるものとする。”等はどうか。
- ・ こういうのは条文にするより、前文に入れたほうがいいのかと思う。
- ・ 対馬らしさを考えれば、あってもよいと思う。
- ・ 委員長より2つの条文をまとめる形で次の条文提案がなされた。

(対馬らしさを追求)

第 条 市民、議会及び行政は、対馬の地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりを推進していくことに努めるものとする。

- ・ 委員長（案）の“推進”に、“保護”も入れたらよいと思う。

【協議結果】

協議により、委員長（案）でいくか、2つの条文を1つにまとめるか、を再度委員長の方で案を策定し、各委員に配布することとした。その案で、地域との意見交換会等を実施し、次回の検討委員会で再度議論することとした。

《第32条・第33条を事務局より説明》

意見なし

《「努力規定の条文変更について」事務局より案を提示》

- ・事務局案により決定。(修正条文・・・第7条、第8条、第9条の3、第17条、第18条、第27条)

《前文の検討》

(委員意見等)

- ・ 対馬には3聖人いる。賀島兵介も入れてほしい。
- ・ “これからの対馬”という理想像を入れてほしい。今後の対馬をどういう市にしていこうかという具体性が足りない気がする。また、3段落目を外して、第30条・第31条の内容も含め、理想を高らかにうたった方がよいのではないか。
⇒ 委員長(案)は後日修正分を送付する。

○ 地域との意見交換(案)について

- ・事務局より地域との意見交換会の時期、実施方法の変更を説明。

実施予定日を、8月24日、8月30日、9月5日～6日の4日のうち3日で実施することとし、1日に昼、夜の2回実施する方向で進める旨を説明。また、各委員さんにおいては、意見交換会に最低2ヶ所には参加してもらう旨を要請した。特段の意見もなく、開催日等が決定後、各委員さんに通知する旨を連絡した。

《まとめ》

次回検討委員会は、地域との意見交換会が終了する9月上旬に開催する。日程が決まり次第、開催文書を送付する旨連絡した。検討委員会はしばらく行わないが、その間、パブリックコメントや地域との意見交換会の実施があるため、それらの意見を踏まえて最終検討に入ることを確認し、第8回検討委員会を終了した。